無人航空機の飛行に係る許可・承認書

土門 弘治 殿

令和7年1月21日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項: 航空法第132条の85第1項第2号

航空法第132条の86第2項第1号、第2号及び第3号

<u>許可等の期間:</u> 令和7年2月9日

飛 行 の 経 路: 大阪府大阪市港区築港3丁目11-8 (申請書のとおり)

登録記号等: JU324583D7F4

無 人 航 空 機: DJI製DJI Mavic 3 Pro

無人航空機を飛行させる者: 土門弘治

条 件:

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守 して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を 講じ、飛行の安全に万全を期すこと。なお、飛行に当たり、他の法令等の制約がある場合 にはこれを遵守すること。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合、又はそのような飛行が確認された場合は、許可等を取り消し、 又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。

令和7年1月28日

大阪航空局長 石井 靖男

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書(カテゴリーIIA飛行用)

☑ 新規 □ 更新 ※1 □ 変更 ※2

大阪航空局長	殿							
7 1170375=7 351	,,,	氏名又は名称			土門 弘治			
		_	- 11					
		及	び	住	所	大阪府大阪市額	鳴見区鶴見1-6-6-51	
	並びに法人の場合は代表者の氏名						ED	
	(連絡先)				TEL: +81 09085735896			
航空法(昭和27年法律第23 のとおり申請します。	1号)第132条の85第2項及び	び第4項第2号の	の規定に	よる許可	可及び同法第	Mail: 132条の86第3項	現及び第5項第2号の規定による 現象で第5項第2号の規定による	3承認を受けたいので、下記
飛行の目的		学 務			☑ 空撮 報道取材 警備 農林水産業 測量 環境調査□ 設備メンテナンス インフラ点検・保守 資材管理 輸送・宅配□ 自然観測 事故・災害対応等			
		 						
		研究開発						
		一その他						
立入管理措置		 補助者の配置 立入管理区画の設定 立入管理区画の設定(レベル3飛行を行う場合) 立入管理措置の設定(レベル3.5飛行関連) 立入禁止区画の設定 その他 () 						
飛行の日時※3		令和7年2月9日 ~ 令和7年2月9日						
飛行の経路(飛行の場所)※4		大阪府大阪市港区築港3丁目11-8						
飛行の高度		地表等からの高	度		150m未満		海抜高度	
申請事項及び理由	 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 地表又は水面から150m以上の高さの空域(地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。) 人又は家屋の密集している地域の上空 							
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】 密集地域の上空:飛行の目的と同じ						
	飛行の方法(第132条の 86関係)	◎ 夜間飛行 図 目視外飛行 図 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 □ 催し場所上空の飛行□ 危険物の輸送 □ 物件投下						
		【第132条の2各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由】 夜間飛行:飛行の目的と同じ 目視外飛行:飛行の目的と同じ 30m未満の距離の飛行:飛行の目的と同じ						
無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項		「様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」のとおり。						
無人航空機の機能及び性能に関する事項		「様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」のとおり。 「別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性」のとおり。						

無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	「別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧」のとおり。 「様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」のとおり。 「別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性」のとおり。 ※航空局ホームページ掲載の講習団体の技能認証を受けている場合は、その写しを添付(団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が分かるもの)
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要 な体制に関する事項	 航空局標準マニュアルを使用する。 機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルを使用する。 航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル(別添)を使用する。 上記以外の飛行マニュアル(別添)を使用する。 航空局標準マニュアルと以下の内容が同等ではない内容:■変更項目2-7(3)3-1(2)3-1(17)3-3(1) 追加項目3-7 夜間飛行を目視外で行う場合(独自)(1)機体の状態を操縦者が常に把握する。 (2)飛行範囲に第三者が立入れない環境下で飛行する。 (3)立入禁止区画を設置する場合(4)事前準備と緊急時の対応計画(5)計画の事前定義(6)夜間目視外飛行計画(7)夜間目視外飛行記録 ■追記項目3-7 夜間飛行を目視外で行う場合(独自)(1)機体の状態を操縦者が常に把握する。 (こ行番341-349 一のでは、日本のでは、日

	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号: 許可承認日: ※許可承認書の写しを添付すること。					
	【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】 加入している (対人 対物)					
	保険会社名: 三井住友海上火災保険株式会社 商品名: DJI賠償責任保険 補償金額: (対人) ¥100,000,000 (対物) ¥100,000,000 加入していない → 賠償能力 両有					
	∞ 無					
	【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果(航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。)】 空港設置管理者等 調整機関名: 調整結果: 空域を管轄する関係機関 調整機関名: 調整結果:					
その他参考となる事項	【催しの主催者等との調整結果(催し場所上空の飛行に限る。)】 □ 催し場所上空の飛行 催し名称: 主催者等名: 調整結果:					
	【飛行の日時に関する詳細情報】					
	【その他特記事項】 ■補正 1 大阪国際空港 照会地 〒552-0022 大阪府大阪市港区海岸通 1 丁目 1 制限表面の種類 円錐表面 制限高 (海抜高) 約261m を「飛行範囲における空港等制限表面の制限高を「大阪国際空港高さ制限・・・に修正願います。					
	⇒追記 「飛行範囲における空港等制限表面の制限高を「大阪国際空港高さ制限回答システム」により確認し、同制限高を超えて飛行する場合には、関西空港事務所長の許可を受けてから飛行する。」					
	■補正 2 【飛行経路について】 水上で飛行する場合は、以下のような安全策を【その他特記事項】に・・・					
	→補正対応 ・岸壁の着岸状況を自身で把握し、船舶の係留がないことを確認した上で実施する。 ・船舶が係留している際は、作業を実施しない。 ・周囲の状況を常に確認し、港湾関係の作業に支障が生じないよう実施する。 また、作業実施日に、急遽船舶の着岸予定が入った場合は作業を中止する。 ・飛行経路内に船舶及び遊泳者等の進入が無いことを確認できた場合のみとし、万が一船舶又は遊泳者等が飛行範囲に接近又は進入した場合には直ちに飛行を中止する措置をとる。 ファイル添付:あり					
備考	【緊急連絡先】 担当者 : 土門 弘治 電話番号: +81 09085735896					

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、 当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
 - ・地表又は水面から150m以上の高さの空域(地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。)における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行
 - ・補助者を配置しない目視外飛行
 - ・催し場所の上空の飛行
 - ・趣味目的での飛行
 - ・研究開発目的での飛行

- ※5 型式認証書番号及び機体認証書番号の項目については、これらの一方又は双方を有している場合にのみ記載する。その場合において(様式2)の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が無人航空機飛行規程(型式認証を受けている場合)又は使用条件等指定書(機体認証を受けている場合)の範囲内であることを確認すること。
- ※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において(様式3)の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。
- ※7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、 技能の確認日、有効期間、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。